

試験問題（解答時間40分）（100点）

I. 巡回監査 I

問1

次の文章は、「TKC会計人の行動基準書の策定」の一節です。□A□～□E□の中に当てはまる語句を下表から選び、その番号を選択しなさい。（計10点）

われわれは『TKC会計人の行動基準書』第1版において、この基準書を、職業専門家としての会計人（公認会計士・税理士）が、□A□とするため、その実践活動の指針を示すものと規定し、「その終局目標は□B□に置くものとする」（第1版前文の末尾参照）とした。

今回の行動基準書第2版第2章倫理規定の部の第1番目にくる先験性の概念は、哲学者カントがその代表作『純粋理性批判』（Kritik der reinen Vernunft）の中でいった「先験的意識」

（transzendentes Bewußtsein）の直訳であり、それは文字通り「経験に先んずる意識」即ち、□C□、別言すれば「無念無想の心」のことをいうわけである。自分の心の中に、無念無想の心が現にあるのを発見して、その無念無想の心をさらに自覚的に培養していく。□D□は己が心の根源であり、その中には何の恐れも恐怖感もない、大宇宙と一体となっている自分の本当の姿が見えてくる。われわれが16年前、アメリカとドイツの職業会計人の水準を抜くと宣言した以上、この宗教的、哲学的体験を生活基盤としてゆく以外にないのである。この哲学的、宗教的体験の獲得に必要なのはただ瞑想の実行だけである。TKC会計人はここで、□E□のを知るのである。

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| 1. 自らに課した行動規範 | 2. 世界の最高水準に達する途が開ける |
| 3. 重要なのは租税正義の実現 | 4. この無念無想の心こそ |
| 5. 米国および西独における職業会計人の水準を抜くこと | |
| 6. 職域防衛と運命打開を実現すること | 7. 社会から与えられた命題 |
| 8. いまだ心の対象物が何も無い意識 | |

問 2

次の文章はＴＫＣ全国会のこれまでの法制度改正への提言活動について述べたものからの抜粋です。正しいものには○印を、誤っているものには×印を選択しなさい。（計５点）

- (1) 税理士法第１条を使命条項とし、税理士の立場を「中正な」から、「独立不偏」あるいは「独立した誠実な立場」へと改正することを提言しました。そして最終的に、その提言の趣旨にほぼ近い「中立の誠実な立場」の文言が税理士法改正法案に採用され、今日の税理士法第１条が誕生しました。（昭和５５年）
- (2) コンピュータ会計法（電子帳簿保存法）の制定の際には、「データ媒体への帳簿保存の容認に関する要望を前面に打ち出し、その制定に当たっては『痕跡を残さない遡及的な修正・削除処理の容認』等の諸条件を盛り込むことを必須の条件とする」という運動方針を採用しました。（平成１０年３月）
- (3) 書面添付に係る意見聴取の拡充、税理士法人制度の創設、そして出廷陳述権を認めるとの内容が盛り込まれました。出廷陳述権は、税理士が裁判所の許可を得て、弁護士である訴訟代理人とともに出廷し、陳述することができる権利です。（平成１３年５月）
- (4) 会社法創設による改正においては、企業経営の健全性・透明性確保という観点から、「会計参与制度」が創設され、会計に関する専門的識見を有する者として公認会計士と共に税理士が登用されました。（平成１７年）
- (5) 会社法創設による改正においては、「記帳条件の明確化」という観点から、商法総則に商業帳簿の作成に関して「適法性」と「真実性」の文言が追加されました。（平成１７年）

問3

次の文章は「自利利他」について述べたものです。下記の問いに答えなさい。(計10点)

大乘仏教の経論には「自利利他」の語が実に頻繁に登場する。解釈にも諸説がある。その中で私は、「」(最澄伝教大師伝)と解するのが最も正しいと信ずる。

仏教哲学の精髓は「相即の論理」である。般若心経は「色即是空」と説くが、それは「色」を減して「空」に至るのではなく、「色そのままに空」であるという真理を表現している。

同様に「」とは、こと、すなわち「」の意味である。他の説のごとく「自利と、利他と」といった並列の関係ではない。

そう解すれば自利の「自」は、単に想念としての自己を指すものではないことが分かるだろう。それは己の主体、すなわち主人公である。

また、利他の「他」もただ他者の意ではない。己の五体はもちろん、眼耳鼻舌身意の「意」さえ含む一切の客体をいう。

世のため人のため、つまり会計人なら、、それがそのまま自利すなわち本当の自分の喜びであり幸福なのだ。

そのような心境に立ち至り、かかる本物の人物となって社会と大衆に奉仕することができれば、はずである。

(1) に当てはまる「自利利他」の解釈を9文字で入力しなさい。

(2) から の中に当てはまる語句を下表から選び、その番号を選択しなさい。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 自ずから収入は増えていく2. 職員や関与先、社会のために精神努力の生活に徹すること3. 自利即利他4. 人は心からの生き甲斐を感じる5. 毎月の巡回監査を徹底して行うこと6. 「利他」のまっただ中で「自利」を覚知する7. 「利他」を実践すれば、巡り巡って「自利」につながる |
|---|

問 4

次の文章は「行動指針」について述べたものの一部です。下記の問に答えなさい。(計 10 点)
会計人は日常多発する事実判断、法理判断の的確性だけが飯の種だ。

虚偽、錯誤、脱漏は、常に外面が糊塗されており、これは虚偽です、錯誤です、脱漏があります、などとはどこにも書かれていない。従って優れた会計人は、常に事物の A を持っていなければならぬ。この B という、最も重大な徳目については、いったいどこで教えてもらえるのだろう。税法の中にあるか、ない。民法の中にあるか、ない。監査論の中にあるか、ない。職員に所長同様、 B とが欠けていたら、事務所は累卵の危機に立つほかはない。ここに宗教的信念培養の必要性和方法を叫ぶ所以がある。

- (1) A の にどちらか適当な語句を選びその番号を選択しなさい
1. 真相を徹見できる鋭い直観力 2. 不正を許さない正義感
- (2) B の にどちらか適当な語句を選びその番号を選択しなさい
1. 恐れのない心と直観力 2. 誤りを見逃さない注意力

雪をかついで井戸を埋める。瞬時に雪は溶けてしまう。決して井戸は埋まらない。全く無駄なことだ。無駄なことなんだがやらない訳にはいかない。

何故か、己の本具する誓願だから、己れの生き甲斐であり、それが己のあるべき生活なのだから。

職員の練成とか、関与先の指導を実践するとき正に C の感を深くすることが多い。相手側から、 D 段階までいきたいものである。白隠禅師の言葉だといわれる。これがやれないような人物は、禅の世界では、大したものじゃない、とされる。会計人の世界も同じですよ。

- (3) C は、「雪をかついで井戸を埋める」という意味の四字熟語です。この四字熟語を漢字で入力しなさい。またその読み方をひらがなで入力しなさい。
- (4) D の にどちらか適当な語句を選びその番号を選択しなさい
1. 無駄なことだから止めてほしいと言われる 2. 恐れ入りましたと敬服される

問5

次の文書は、『TKC会計人の行動基準書（第四版）』の実践規定の部「税理士業務」からの抜粋です。□ A □ ～ □ E □ の中に当てはまる語句を解答欄の選択肢の中から選び、その番号を選択しなさい。（計10点）

- (1) 会員は、税務書類の作成にあたって、提出された諸資料の□ A □（1. 真実性 2. 実在性 3. 適時性）については、第一義的に□ B □（1. 監査担当者 2. 委任者 3. 経理担当者）にあることを理解させるように努めなければならない。
- (2) 会員は、税務書類を作成する場合には、□ C □（1. 決算書 2. 原始記録等 3. 議事録）を入手し、その真実性、実在性、□ D □（1. 網羅性 2. 完全性 3. 合理性）について入念に確かめなければならない。
- (3) 会員は、作成した税務書類に誤りがないことを確かめるために、TKCシステムの徹底活用等による□ E □（1. 品質管理制度 2. 書面添付制度 3. 検証制度）を構築するように努めなければならない。

問6

次の文章はTKC全国会元会長の武田隆二氏の「現代社会とコンプライアンス」の一節です。

□ A □ ～ □ E □ の中に当てはまる語句を下表から選び、その番号を選択しなさい。（計5点）

「行動基準書」は、次のような構成ででき上がっております。

「総論」―「□ A □ 規定」―「実践規定」―「□ B □ 義務」

第1に「総論」では、税理士が「自利利他」の実践を通じて、「□ C □」を図らなくてはならないということに触れておりますが、このことが「空なる世界」を実現していく上で極めて重要です。

第2に「□ A □ 規定」では、会計専門家であるTKC会計人として行動する場合、「守るべき道」（□ A □）とは、いかなる要素から成り立つものであるかということを確認にしています。全部で8項目（先験性・廉潔性・独立性・相当の注意・機密保持・品位の保持・専門性能力）が挙げられておりますが、1つひとつ味わうように読んでいただきたい項目です。また「□ A □」という概念を「見える形で表現」したものとして重要です。

第3に、そういう□ A □ 規定を踏まえて、「実践規定」が設けられております。そこにおいても「変わることなき自己」という「□ D □ 意識」で、税理士として社会からの付託に応え、自ら社会的使命を果たすために、いかなることを「実践」しなければならないかについて説いています。

そして、第4に「□ B □ 義務」です。DATEV創業者であるハインツ・セビガー博士も「税理士という自由業者は、自らの人格を通じて、クライアントと結びつく職業であって、これこそが自由業の本質」と述べています。自由職業人とは、自律的な精神で、□ E □である法令並びに会則を遵守する義務、いわゆるコンプライアンスを負担しなければならないということです。

- | | | | |
|-------|--------|--------|---------|
| 1. 倫理 | 2. 潜在的 | 3. 先験的 | 4. 制定法 |
| 5. 遵守 | 6. 論理 | 7. 努力 | 8. 自己実現 |

問 7

次の文章は、『TKC会計人の行動基準書（第四版）』の第3章実践規定で定められている「決算巡回監査」に関するものです。□ A □ ～ □ E □ の中に当てはまる語句を下表から選び、その番号を選択しなさい。（計5点）

3-2-8⑦ 《完全性宣言書》

会員は、決算巡回監査を実施する場合には、関与先が会計事務所に対し、一切の取引について帳簿に、□ A □ に、真実を □ B □ に記載し提示したこと、特定の重要事項で報告しなかったものは無いこと、また □ C □ や民法・商法・会社法上の □ D □ を行った事実は全くないことなどを総合的に宣言する文書を代表者、担当取締役、経理責任者 □ E □ 経理担当者から入手しなければならない。

- | | | |
|--------------|----------|-------------|
| 1. 及び | 2. 又は | 3. 形成可能性の濫用 |
| 4. 仮装隠蔽の事実 | 5. 完全網羅的 | 6. 個別具体的 |
| 7. 適時にかつ整然明瞭 | 8. 権利の濫用 | |

問 8

次の文章は、「TKC会計人が行う経営助言の基本的考え方」について述べたものです。

□ A □ ～ □ E □ の中に当てはまる語句を下表から選び、その番号を選択しなさい。（計10点）

TKC会員事務所が行う経営助言業務の目的は、「関与先企業の□ A □ に貢献する」ことにあり、その基本は次の3点に集約できると考えられます。

- ① TKC会計人の行う経営助言は、TKCの理念に基づくものである。すなわち、経営助言業務は「職業会計人の職域防衛と □ B □ 」実践の一環であり、会計事務所の □ C □ と認識し、企業の □ A □ に寄与するために経営助言業務の開発・推進とノウハウの蓄積を図るものである。
- ② TKC会計人の行う経営助言は、□ D □ の実践である。その推進者は、高度の人格、見識及び経験を培い、誠実に企業経営の支援業務を遂行することが要請される。
- ③ TKC会計人の行う経営助言は、単に経営者の能力や経営資源の活かし方を改善するに止まらず、経営者の □ E □ を図ることにその究極の目的がある。

- | | | | |
|------------|---------|---------|---------|
| 1. 利潤 | 2. 附随業務 | 3. 運命打開 | 4. 意識改革 |
| 5. 「自利利他」行 | 6. やる気 | 7. 本来業務 | 8. 存続発展 |

問 9

次の文章は、巡回監査における「保険指導の必要性」について述べたものです。正しいものには○印を、誤っているものには×印を選択しなさい。(計5点)

- (1) 財産上・賠償責任上のリスク並びに収益減少のリスクから企業を防御する制度として「TKCリスクマネジメント制度」を正当業務の中に定着させている。
- (2) TKC全国会では、人間の一身上のリスクから関与先を防御する制度として「TKC企業防御制度」を正当業務として定着させている。
- (3) TKC会計人は、上記(1)または(2)いずれかの制度を積極的に活用して関与先を防御していれば、保険指導についての指導は充分である。
- (4) 国内すべての会計事務所において、企業に対する保険指導が極めて重要な業務（正当業務）として位置付けられている。
- (5) 企業経営における不測の事態による損害を極力避止するための管理指導（リスクマネジメント）は関与先企業の存続・発展に寄与する。

問 10

次の文章は、「TKC書面添付運動の源流」について述べたものです。正しいものには○印を、誤っているものには×印を選択しなさい。(計5点)

- (1) コンピュータ会計実践の前提条件は是認率99%への諸条件を具備した形で遂行されねばならない
- (2) 電算機を利用し、申告是認率が70～80%台を維持していれば良い。
- (3) 申告是認率90%超を誇っていれば、業務品質が法律的に完全に防御されている。
- (4) 巡回監査報告書や書類範囲証明書・棚卸資産証明書・負債証明書等による業務管理さえしていれば、事務所の品質管理は充分である。
- (5) 職員業務の品質管理とは、申告是認率90%超への具体的管理と業務の法律的管理の方法論との二重構造をもつものでなければならない。

問 1 1

次の文章は、「計算書類の保証業務」について述べたものです。□ A □ ～ □ E □ の中に当てはまる語句を下表から選び、その番号を選択しなさい。(同じ語句を2回以上使用することも可)(計10点)

書面添付制度は税理士法にその根拠を置き、「税務行政の円滑化と簡素化を図る」との趣旨により創設されました。それは必ずしも □ A □ の実践を前提とするものではありません。

一方、TKC全国会の書面添付への取組みの源流は、飯塚毅初代会長の提唱した「□ B □」にあります。

税理士法は、税理士に「真正の事実」に基づいて税理士業務を遂行する義務を課しています。それは専門家として負うべき相当注意義務の履行でもあります。それゆえに、税理士は、「事実関係を注意深く調べる」ために、□ C □ や証憑等の資料を基に「取引」を全部監査する必要があります。

したがって、TKC全国会の書面添付への取組みは税理士法第45条が求める真正の事実の確証と、会社法第432条1項の「適時かつ正確な記帳」の検証のため行う深くかつ綿密な □ D □ を前提としています。

つまり、□ E □ を保証するために、書面添付によって情報の実質的適正性を税理士の立場から証明し、記帳適時性証明書により形式的適正性が強化され、これらが相まって「□ E □」が保証されたということになります。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 週2点改善運動 | 2. 申告是認率99.99%を目指す運動 |
| 3. 現場に定期的に出向いて、事実関係の確認 | |
| 4. 月次巡回訪問 | 5. 月次巡回監査 |
| 6. 情報の信頼性 | 7. 現場に最低年一回出向いて、事実関係の確認 |
| 8. 情報の適時性 | |

問 1 2

次の文章は、「過去データの訂正・追加・削除の処理の禁止」について述べたものです。正しいものには○印を、誤っているものには×印を選択しなさい。(計5点)

- (1) 過去データに対する遡及処理の機能を利用すると、期中において、関与先企業から銀行提出用の試算表を求められたときは、希望に沿って業績を粉飾し、「仮の試算表」を印刷して関与先企業に提供し、粉飾用に仮計上した仕訳はあとで削除しておくことがいとも簡単にできるようになる。
- (2) T K C創設の最大の目的はコンピュータ・ビジネスに成功し、かつ、会計法令と簿記の原則とを遵守しながら、会計事務所のためにコンピュータを活用することにある。
- (3) T K Cシステムの最大の特徴の1つは、過去データの訂正・追加・削除の処理を全面的に禁止していることにある。
- (4) T K Cは、会員から送達されたデータについて、その真実性、正確性および信憑性に関し、一切の介入行為を行ってはならない。
- (5) 過去データに対する遡及処理の機能は、いまでは、すべての会計ソフトがこの機能を標準装備している。

問 1 3

次の文章は、「上段：戦略家としての成績表、下段：管理者としての成績表」の一節です。

□ A □ ～ □ E □ の中に当てはまる語句を下表から選び、その番号を選択しなさい。(計5点)

私自身が「変動損益計算書」を見ているうち、気付いたことがあります。

① 上段は「社長の戦略家としての成績表」を示している。

② 下段は「社長の管理者としての成績表」を示している。

ということです。

上段は、売上高から変動費、そして □ A □ までの部分で、下段は、□ A □ から固定費、そして経常利益までの部分です。上段と下段では読むときの気持ちがまるで違います。

上段を読むときは「□ B □」に火がつきます。上段は厳しい「外」の世界を見るための見張り台です。現在まで、全社あるいは部門ごとに展開してきた「製品・市場戦略」の進行状態が分かります。社長はこの世界で確かな成果を上げなければなりません。これまでににも変化の中からチャンスを見つけ、突破口をつくるために、そこに □ C □ を集中投入してきたはずです。その着眼点とシナリオとタイミングが正しかったか、その検証をここでやるべきなのです。

期待の新製品を投入しても、お客様の支持が得られないこともあります。また、素早く行動を開始し成果を上げ始めた部門もあれば、いつまでたっても動かず、成果に乏しい部門もあります。どこかでライバルと衝突すれば、その地域の業績は停滞し、そのうち悪化してきます。

その真因を確かめるためには、全社のデータだけでなく、□ D □ の、あるいは製品別のデータが必要になってきます。上段を見ていると、そのような □ E □ の改善が必要であることも分かってくるのです。

1. 業績管理体制	2. 新製品	3. 経営資源	4. 闘争本能
5. 顧客管理体制	6. 部門別	7. 限界利益	8. 売上総利益

問 1 4

次の文章は「年一は不正の温床」の一節です。□ A □ ～ □ E □ の中に当てはまる語句を下表から選び、その番号を選択しなさい。(計5点)

平成17年6月に商法が改正され、旧商法が商法と □ A □ とに分割されました。□ A □ 第432条第1項では、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、□ B □、□ C □ 会計帳簿を作成しなければならない」とされました。

新商法も同様の規定(第19条)です。したがって、株式会社であれ、個人であれ、「□ B □、□ C □ 会計帳簿(個人の場合は「商業帳簿」)」を作成することが義務付けられました。

このような規定を設けた理由について、商法改正を担当した法務省の相澤哲氏(当時、法務省大臣官房参事官)らは次のように解説しています。

「会計帳簿の作成については、会計帳簿に記載すべき事象が発生した場合には、□ B □ これを記帳すべきものであるが、実際には、1年に1回税務申告時にまとめて記帳するというようなことが行われているともいわれている。

しかし、このような □ D □ は、記帳時に数字を人為的に調整するなどの不正が行われる可能性がある。そこで、□ A □ では、このような不正が行われる温床となりかねない慣行を戒めるため、会計帳簿を『□ B □』作成することを明文で規定することにした」

これは厳しいが当然の指摘です。「年一のような □ D □ は、□ E □ となる悪しき慣行である。よってこれを戒める」と言っています。

- | | | | |
|-------------|--------|---------|--------------|
| 1. 不正の温床 | 2. 民法 | 3. 適時に | 4. 適時性を欠いた記帳 |
| 5. 不正確な会計帳簿 | 6. 正確な | 7. 網羅的な | 8. 会社法 |